

福島県教育委員会平成29年12月定例会会議抄録

<p>1 開 催 日 時</p> <p>2 開 催 場 所</p> <p>3 出 席 者</p>	<p>平成29年12月15日（金）午後2時00分から</p> <p>教育委員室（県庁西庁舎9階）</p> <p>鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、 4番 小野栄重委員、5番 浅川なおみ委員</p>
<p>4 議 事 内 容 及 び 経 過</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名</p> <p>(3) 会 期 の 決 定</p> <p>(4) 記 録 係 の 指 名</p> <p>(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明</p>	<p>午後2時00分、教育長から12月定例会の開会が告げられた。</p> <p>教育長から、蜂須賀委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、大内副主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第2号については、職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定め</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>る規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第6号については、教育公務員特例法の規定に基づき、校長及び教員としての資質に関する指標を定めるもの。</p> <p>議案第7号については、第二次福島県立特別支援学校全体整備計画を策定するもの。</p> <p>議案第8号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行うもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第8号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおりに決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p> <p>議案第4号</p> <p>議案第5号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則について（議案第2号）及び市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、職員課長から、福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、議案を取り下げた。</p> <p>高橋委員：第10条第2号副校長の専決事項ク及び第3号教頭の専決事項クの「公務」は「校務」の誤りではないか。また、同号において、教頭の専決事項を「その他校務」、</p>

議 案 第 6 号

副校長を「その他特定の公務」とすると、副校長の方が上位者であるにもかかわらず、教頭の専決事項の方が広範囲となるのはおかしいのではないか。

(一時中断)

高校教育課長：文書法務課と協議した結果、上位者である副校長よりも下位者である教頭の方が専決できる範囲が広いと解釈できるため、整理のうえ、再度お諮りしたい。

校長及び教員としての資質に関する指標について（議案第6号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

小野委員：こういった教員の資質を習熟度別にまとめた規定というのは初めてである。こういう概念が元々あるのであれば、色々な事例に照らし合わせて、今まで比較できたのではないかと思うが、これは全く新しいものであるのか、原案が何年も前からあったものであるのか。

教育総務課長：このような指標を作るのは初めてのことである。一方で、例えば福島大学や、本県教育委員会で持っている教育センターでは、教員として何年目の段階でどういった能力が求められるかという議論そのものは色々なところでなされてきた。そういった議論がこの中に集約されており、また、これまでの教育委員会で議論いただいたようなご指摘、例えば、小野委員からいただいていたような人権意識に係るものは、ステージゼロで、まず入り口の段階で求められるということを明確にしている。この指標は、そういったここまでの議論の積み上げを再構築したということであると考えている。これまで、色々なところであった議論や資料を集約したという意味では価値があることだと思うし、他県でも同様の指標を作成するが、こういった表

議 案 第 7 号

にまとめたのは比較的珍しく、1枚にまとめていくということは挑戦的なことではあったが、こういったことに取り組みたいと思い、まとめさせていただいた。

第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画について（議案第7号）、特別支援教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員：平成32年度にかけて特別支援が必要な子どもたちが増加する見込みの根拠は。

特別支援教育課長：現在、特別支援学級及び特別支援学校で学んでいる児童生徒数から積算している。

背景としては、医療の進歩などによる障がいの診断の普及、受診動機の高まり、障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を望む保護者の増加といった点がある。

浅川委員：例えば保育園などの子どもたちが学校に入っていくので、その子たちの障がい者を調べてスライドさせているというようなことではないのか。

特別支援教育課長：実際の一人一人のお子さんについて認定しているかどうかは調べきれないため、推定ということで算定している。

岩本委員：施設面で老朽化している建物が多いと思うが、耐震補強は完了しているのか。また、新たに学校を設ける3地区については、新築するのか、廃校等の再利用により設置するのか。

特別支援教育課長：本県特別支援学校の校舎については耐震補強は済んでいる。老朽化した校舎については、計画的に校舎改築を進めているところと、併せて、本計画により急ぎ対応するところに分けている。3地区の学校の在り方については、地域の実情もそれぞれ異なるため、地域関係者や保護者などとの懇談会を実施し、候補地や学校の在り方について検討を進めることとしている。

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。 教育長が、平成29年11月定例会会議録(案)について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、これを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 8 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について(議案第8号)、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 ここで、教育長から暫時休議が告げられた。 午後3時36分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(10) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>訓告処分等について(報告第1号)、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から平成30年1月19日(金)午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後4時10分、教育長から閉会が告げられた。</p>